

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月まで

社会保険庁の通知により、昭和 36 年 4 月から 40 年 4 月までの国民年金保険料が未納であることを知った。

私は、申立期間当時、行商を営んでいたため、家を留守がちであったが、金銭管理は自分でしており、集金の日や金額を確認の上、自宅にいたことが多かった専業主婦の妻にその都度、必要額を渡していた。

申立期間については、妻には国民年金保険料の納付記録があるのに、私の保険料が納付されていない筈<sup>はず</sup>はない。

申立期間の私の国民年金保険料は、妻が自身の分と一緒に年配の集金人に納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、2回の厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていること等から、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 4 月に妻と連番で払い出されていることが確認でき、社会保険庁の記録により納付日が確認できる平成元年 4 月から 4 年 3 月までの申立人及びその妻の納付日はすべて同一であることから、申立人及びその妻の納付方法は基本的に同一であったと推認できる。

さらに、申立人が、申立期間において、その妻を通じて妻の国民年金保険料とともに年配の集金人に怠りなく納付していたと供述しているところ、申立

期間当時、A市において、納付組織が国民年金保険料を集金していたこと、及び申立人宅周辺において年配の集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できることから、申立人の供述は基本的に信用でき、申立人の国民年金手帳記号番号がその妻と連番で払い出されているにもかかわらず、申立人の妻が国民年金加入当初から自身の国民年金保険料のみを納付し、夫である申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年9月までの期間及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月及び同年9月  
② 平成6年1月

私は、共済組合員資格を喪失後、平成2年4月に国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。その後、3年8月及び同年9月は建設関係の会社で日雇労働者として働いたが、この期間も国民年金保険料を納付していた。また、4年4月から5年12月までの期間は別の会社に勤め厚生年金保険に加入したが、退職後は切れ間なく国民年金保険料を納付してきた。

申立期間が納付の記録になっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得又は喪失に合わせて、第3号被保険者又は第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることが確認できることから、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妻は、「申立人と結婚後、申立人及び自身の国民年金保険料を一緒に集金により納付した。」と供述しており、社会保険庁の申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録において、納付日が確認できる平成6年2月から7年6月までの国民年金保険料は夫婦同一の納付日であることが確認できることから、申立人の妻の供述は基本的に信用できる。

さらに、申立期間については、それぞれ2か月、1か月と短期間であり、

申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付されている上、申立期間における申立人の妻の国民年金保険料は納付されていることから、申立期間についても申立人の妻が自身の国民年金保険料とともに納付していると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1418

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から42年3月まで

昭和41年5月12日に国民年金の被保険者資格を取得後、A市B区役所に国民年金保険料を持参して納付した記憶がある。

その後は、勤めていた店の店主が従業員全員の国民年金保険料を集めて納付していたと思われる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する昭和43年4月22日発行の国民年金手帳の検認記録から、42年4月から同年12月までの国民年金保険料が同手帳の発行日に納付されていることが確認でき、この時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、当該国民年金手帳には再交付の表示があることから、申立人は昭和43年4月22日以前に別の国民年金手帳を所持していたものと推認でき、同手帳により申立期間の国民年金保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に A 歯科大学を退職し、共済組合を脱退したため、同年 2 月に、B 市役所で国民年金の加入手続をした。

その後、最初は銀行や郵便局の窓口、歯科医院開業後は毎月歯科医院に来ていた銀行の外渉員に依頼して、毎月滞ることなく国民年金保険料を納付してきた。途中からは口座振替にして平成 19 年 3 月まで、遅延することなく納付してきた。

しかし、平成 18 年 6 月ごろ、社会保険事務所で、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの納付記録が見当たらないとの回答を得た。国民年金保険料が未納となっている期間は、年収が多く、未納ということはある得ない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当初の昭和 55 年 4 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、A 歯科大学を退職直後の同年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間以外の国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無く、住所異動時の変更届も適切に行うなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が銀行口座を開設していた取引銀行では、サービスの一環としてお得意様の国民年金保険料を預かって納付していたとしている上、申立人は、申立期間を含む申立期間前後の期間については、住所を異動していないことから、申立期間を未納としたまま昭和 57 年 4 月から国民年金保険料の納付を始めることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの期間中の 51 か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの期間中の 51 か月  
私は、国民年金制度発足の昭和 36 年度から国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和 53 年 7 月までの国民年金保険料は未納であったが、集金で地区を回っていた集金人より特例納付の話を聞いた。特例納付は、これで最後ということだったし、3 回くらい分割して支払っても良いということであったが、定期貯金がちょうど満期だったので、私と夫の分を一度に納付した記憶がある。

その当時未納であった期間について特例納付等ですべて納付したと記憶しているのに、今回未納扱いされている期間があると知り納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号が払い出された時期は第 3 回目の特例納付が実施されていた期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 7 月に、申立人及びその夫の未納とされている国民年金保険料それぞれ 156 か月分を特例納付、過年度納付及び現年度納付していることが確認できるが、同記録では昭和 47 年度、51 年度及び 52 年度は納付月数のみが記載され具体的な納付月が不明である上、本来存在すべき特殊台帳も存在しないなど、行政側における記録管理の不備がうかがえる。

さらに、昭和 51 年度及び 52 年度は過年度納付のため、保険料月額の特例納付した場合の保険料月額より安価であるため、過年度納付分を先に納付した後に保険料が割高な特例納付を行うのが自然であるが、社会保険庁のオンライン記録では、51 年度に 6 か月及び 52 年度に 3 か月の未納期間が記録されてお

り、納付記録に不自然さが見られる。

加えて、申立人及びその夫の昭和 36 年 4 月から 53 年 6 月までの保険料をすべて納付した場合の保険料額は、申立人が主張する満期保険料額で納付することが可能な金額である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の私の国民年金保険料は、母が父の保険料と一緒に納付してくれていたもので、両親の記録が納付済みで、私の記録だけが未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校に在学しているころから両親が経営する会社の仕事を手伝っており、婚姻後も申立期間を含めてほぼ両親と生計を一緒にしていたと供述していることから、申立人の母親が自分たち夫婦及び申立人の 3 人の国民年金保険料を納付していたとする供述に不合理な点は見受けられず、申立期間は各々 3 か月と短期間であるほか、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によれば、申立期間について、申立人の母親は、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の父親も 60 歳に到達する昭和 54 年 3 月までの保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、申立人の母親が申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの期間及び60年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年4月から同年6月まで  
② 昭和60年10月から61年3月まで

国民年金保険料は、父が私と母と姉の分を一緒に納付していた。父はとても几帳面な性格であり、母の保険料を納付しているのに、私の分だけを納付していないということは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月、6か月とそれぞれ短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンラインによる国民年金手帳記号番号払出状況により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月ごろに払い出されていることが確認でき、申立期間①の申立人の両親の国民年金保険料が納付されていること、同年7月から同年9月までの申立人の保険料が同年10月に納付されていることを踏まえると、申立期間①の保険料についても納付されているものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録上、申立人と同居していた母親及び姉の国民年金保険料が納付済みであること、当該期間前後の期間の申立人の保険料が納付済みであること、並びに当該期間直後の昭和61年4月以降の申立人の父親、姉及び申立人の保険料が現年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立期間②の保険料が納付されなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1100

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和10年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和46年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社C販売所で営業を担当していたが、昭和46年7月1日付け辞令により、同社D販売所に所長として転勤した。当時、小規模な販売所の従業員は、工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、被保険者資格取得等の届出事務はそれぞれの工場で行っていた。

B社退職時にもらった永年勤続感謝状があり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、B社から提供された労働者名簿及び申立人が所持する同社の永年勤続の感謝状から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年7月1日に同社C販売所から同社D販売所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年5月の社会保険事務所等の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って

記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社B本部における資格取得日を昭和41年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

また、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社B本部における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年8月1日）及び資格取得日（昭和47年5月15日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を昭和44年8月から同年10月までは6万円、同年11月から46年10月までは10万円、同年11月から47年4月までは11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月1日から43年7月1日まで  
② 昭和44年8月1日から47年5月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B本部を経て、同社C事務所及び同社D支店で勤務した昭和41年5月1日から43年7月1日までの期間及び44年8月1日から47年5月15日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

退職金計算書のとおり、昭和27年11月24日にE社（F社を経て、後にA社）に入社して以来、51年5月31日に退職するまで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録、申立人が提出したA社作成の退職金計算書及び辞令、同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和41年5月1日にF社からA社B本部に異動）、申立期

間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿において申立人に係る昭和 41 年 5 月の標準報酬月額について当時の最高額である 6 万円の記録が確認できること、また、申立人が被保険者資格を取得したと記録されている 43 年 7 月の標準報酬月額も 6 万円であることから、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、事業主も既に死亡しているため聴取することはできないが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えること、事業主が、昭和 43 年 7 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 41 年 5 月から 43 年 6 月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録、申立人が提出した A 社作成の退職金計算書及び辞令、及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②において、A 社 D 支店に異動し、同社 B 本部における厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚が、申立人は、申立期間②の前後の期間においても、継続して D 支店長として勤務していたことを供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記被保険者名簿において申立人に係る昭和 41 年 5 月の標準報酬月額について当時の最高額である 6 万円の記録が確認できること、申立人が被保険者資格を取得したと記録されている 43 年 7 月の標準報酬月額も 6 万円であること、44 年 11 月の法改正により当時の最高額が 10 万円に変更となっていること、46 年 11 月の法改正により当時の最高額が 13 万 4,000 円に変更となっていること、及び申立人が被保険者資格を再取得したと記録されている 47 年 5 月の標準報酬月額が 11 万 8,000 円であることから、44 年 8 月から同年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から 46 年 10 月までは 10 万円、同年 11 月から 47 年 4 月

までは11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記1のとおり、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、事業主も既に死亡しているため聴取することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年8月から47年4月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社、C社を経て、現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和39年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年9月から40年6月までは1万6,000円、同年7月から41年3月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月21日から41年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、E社からA社F店に異動になった際の記録の一部が無いことが分かった。昭和35年4月にB社に入社して、44年8月まで、同社及び系列会社であるE社において継続して働いており、申立期間についても厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和40年9月6日付けの社内新聞に申立人に関する記事が掲載されていること、申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述、及び同僚供述等により確認できた申立人の前任者の厚生年金保険被保険者記録などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年9月21日にA社の系列会社であるE社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、異動に伴い取り消されているものの、E社の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和39年10月の定時決定の記録、及び申立人と同じ業務に従事していた同僚の標準報酬月額の記録から、39年9月から40年6月までは1万6,000円、同年7月から41年

3月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は残っておらず不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月24日から同年4月1日まで

昭和35年4月1日から平成13年8月11日までの間、A社に勤務していた。同社D支店から同社C支店へ転勤した際、同社C支店での資格取得日は昭和36年4月1日になっていたが、正しくは同年3月24日であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の雇用保険被保険者記録、B社が作成した在籍証明書、E健康保険組合加入記録、及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年3月24日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く確認できないことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福岡厚生年金 事案 1104

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月31日から同年8月1日まで

A社の社命により、昭和29年8月1日付けで辞令を受け、同社C支店から同社D支店へ転勤したが、事務上の異動手続に過誤があり、同年7月に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社本社が保管する人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年8月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が昭和29年7月31日と記録されており、B社本社は、申立人の当該異動に伴う届出に関して過誤があったことを認めている上、事業主が資格喪失日を同年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が

これを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、51年4月から同年7月までは20万円、同年8月から54年4月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から54年5月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に技術者として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

定年で退職するまで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した履歴書に基づく給与の支払記録及び社内報に記載された定年退職日の記録から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、当該事業所において申立人と同様に技術者として勤務していた同僚一人は、「申立人は、入社以降、定年退職するまで継続して勤務しており、この間、毎月、給与が支給されていたので、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述しているほか、同事業所において経理担当として勤務していた同僚一人は、「申立人は、定年退職するまで継続して勤務していた。」と供述しており、これら二人の同僚は、いずれも、申立期間において同事業所の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

さらに、当該事業所では、「申立人は、昭和54年5月5日に定年退職する

まで継続して勤務しており、また、正社員として勤務していたため、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 51 年 3 月の社会保険事務所の記録及び同事業所が提出した履歴書に基づく給与支払記録から、同年 4 月から同年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から 54 年 4 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料等は残っていないものの、納付していたと思われるとしているが、雇用保険の資格喪失日及び厚生年金保険の資格喪失日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 4 月から 54 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和33年6月1日）及び資格取得日（昭和35年8月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和33年6月から同年9月までは5,000円、同年10月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年7月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から35年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に技能者として勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、同じ技能者として勤務していた同僚も供述してくれるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時に開催された「技能講習会」における記念写真、A社における当時の役員、及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

また、当該事業所において申立人と同様に技能者として勤務していた同僚二人は、それぞれ、「申立人は、私より先に入社し、申立期間を含め昭和36年に退職するまで技能者として継続して勤務していた。」、「申立人は私が入社する前から既に在籍しており、申立期間を含め私が昭和35年に退職した際も技能者として継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述しているほか、同事業所において事務職員として勤務していた同僚一人は、「申立人とは一緒に勤務しており、申立期間を含め私が昭和36年に退職

する際も継続して勤務していた。」と供述しており、これら3人の同僚については、いずれも、申立期間において同事業所の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

さらに、当該事業所における当時の役員一人は、「当時の関係資料は保管していないが、申立人は、入社以降、昭和36年又は37年まで継続して勤務しており、途中で休職や退職した事実はない。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和33年5月及び35年8月の社会保険事務所の記録、並びに申立人の同僚の記録から、33年6月から同年9月までは5,000円、同年10月から34年9月までは6,000円、同年10月から35年7月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年6月から35年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 21 日から 7 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所職員の訪問により、A社で営業担当者として勤務していた申立期間における標準報酬月額の訂正が行われていることが分かった。

当該事業所における標準報酬月額は 30 万円であったので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する 30 万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 7 年 4 月 1 日）の後の平成 7 年 7 月 25 日付けで、申立期間における標準報酬月額が、6 年 1 月から同年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 7 年 3 月までは 9 万 2,000 円にさかのぼって引き下げられている。

また、当時の事業主は、「当時の関係資料は残っていないが、社会保険料を滞納していたため、総務担当者から標準報酬月額の引下げに係る報告を受けた記憶がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和21年に入社し退職するまで継続して勤務していたが、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同社の人事記録では、継続して勤務していたことが証明されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の人事記録及び業務経歴証明書から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し(昭和23年7月1日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年5月の厚生年金保険被保険者台帳から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関連資料等が保存されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。

脱退手当金を受給したとされる時期には、結婚してA区に住んでおり、退職後は会社と接触した記憶も無く、また、退職後は国民年金に任意加入し保険料を納めていた。自分は将来のことを考えて年金はずっと掛け続けようと思っていたので、脱退手当金の支給記録には到底納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を支給したことが記載されていない厚生年金保険被保険者期間回答書を所持しているとともに、申立期間の脱退手当金は、法定支給額と 474 円相違しており、その原因は不明である。

また、申立期間の脱退手当金は昭和 44 年 11 月 7 日に支給決定されたことになっているが、申立人はその直前の同年 8 月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、年金制度を通算する意思を有し、この時点において申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認識していたことがうかがわれる上、国民年金に任意加入後は、厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、未納期間は無く、「将来のことを考えて年金を掛け続けようと思っていた。」とする申立内容は信用できることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成5年3月から同年12月までの標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年3月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、6年1月から7年2月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年3月22日まで

平成5年3月1日から6年1月31日までの厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていたことを社会保険事務所から指摘されるまで知らなかった。この期間は、A社に勤務しており、給料は勤務していた期間を通して一定であったので、引き下げられる前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、平成6年1月31日から7年3月21日までの期間については、A社で引き続き勤務していた期間であり、雇用保険に加入していた記憶があり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の平成5年3月から同年12月までの標準報酬月額は、当初は11万8,000円と記録されていたにもかかわらず、A社が適用事業所に該当しなくなった日である6年1月31日から1年2か月後の7年3月31日付けで、5年3月1日にさかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該事業所は平成6年1月

31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がなされているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年1月31日から1年2か月後の7年3月31日に6年1月31日にさかのぼって行われていることが確認でき、かつ、申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、7年3月21日に離職するまで当該事業所に継続して勤務していることが認められ、適用事業所に該当しなくなったとされた日において、同事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の平成5年3月から同年12月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円に訂正することが必要と認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成7年3月22日であると認められ、6年1月から7年2月までの標準報酬月額については、社会保険庁の5年12月の当初の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

## 福岡厚生年金 事案 1111

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 28 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、8,000 円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 3 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 1 月 1 日から 28 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、A社 B支店（現在は、同社C支店）における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 23 年 3 月 1 日、資格喪失日が 25 年 1 月 1 日となっていた。

昭和 22 年 3 月ごろにA社に入社し、退職勧奨に応じて 28 年 1 月ごろに退職した記憶があり、その間、厚生年金保険料を控除されていたはずである。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原簿の資格喪失日欄に「28. 1. 1」と記録されていることから、申立人が同日をもって厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる上、同原簿の申立人に係る「標準報酬等級並に適用年月日欄」には、「25. 7. 1」、「27. 5. 1」の日付及び各月の標準報酬月額の記録が確認でき、この記録を前提とすると、申立人が昭和 25 年 1 月 1 日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 28 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったこと

が認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における社会保険事務所の昭和24年12月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が昭和23年3月1日と記録されており、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致することが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する同被保険者名簿により、申立人の記憶する申立期間①当時に被保険者記録が確認できる同僚3人はいずれも死亡しているため申立人の勤務実態が不明であり、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 12 月に会社を退職し A 市に帰って来て、43 年 1 月から兄が経営する事業に従事し、同年 2 月には結婚して 44 年 6 月に長男が生まれている。

申立期間当時、A 市への住所変更手続をした時に、市役所の職員に国民年金及び国民健康保険に同時に加入するよう勧められ、両方の加入手続をしたことを記憶している。

今まで国民年金に加入しなければならない期間はすべて加入してきたつもりであり、昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料はすべて納付していたと確信しているが、記録上は、同年 4 月からしか加入していないことになっている。

当時の資料は、残念ながら何も残っていないので、納付記録の確認をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、当初、B 社会保険事務所において昭和 41 年 7 月に払い出されていることが確認できるが、申立人には別の国民年金手帳記号番号が結婚後の 44 年 4 月に C 社会保険事務所において妻と連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、A 市において国民年金への加入手続をする際に、最初に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている国民年金手帳を持参しなかったと供述している。

また、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日に国民年金の強制被保険者資格を新規に取得している

ことが確認でき、この時点において、A市は、申立人の当初の国民年金加入記録を確認できなかったものと推認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の妻は、申立期間のうち43年9月から44年3月までの期間は厚生年金保険被保険者であり、同被保険者資格の喪失後に初めて国民年金に加入していることが確認できることから、申立人は、その妻とともに国民年金に再加入し、申立期間直後の同年4月から妻と一緒に国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1424

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から48年12月まで

私は、昭和41年9月に初めて子供を授かり、実母がお祝いに来てくれた。実母は、「年金だけは、きちんと掛けておかないと後で苦労するよ。」と言って、私にお金を渡してくれた。実母からもらったお金は、いったん金融機関に預金して、数年後に、そのお金で国民年金保険料を納付し始めたのに、申立期間が未加入となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月18日に払い出されていること、及び社会保険庁のオンライン記録により、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和49年1月18日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認でき、国民年金の任意加入者は資格取得日以前にさかのぼって国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況に関する申立人の記憶は明確でなく、同年1月から59年8月までの国民年金保険料は現年度納付されていることが推認できることから、申立人は、この時点で国民年金への任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から6年3月まで

A社を退職後に、妻が、昭和 63 年 3 月にB村（現在は、C町）役場で私の国民年金への加入手続を行い、同年3月1日に国民年金の被保険者資格を取得している。

国民年金保険料は、平成元年3月から金融機関において納付しており、申立期間について未納とされることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和 63 年 3 月にB村役場において申立人の国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の住民票により、B村への転入は平成元年9月27日であることが確認できるとともに、申立人は、B村役場職員のD氏から国民年金への加入を勧奨されて国民年金に加入したと主張しているが、同氏が同役場の国民年金課に勤務していたのは、2年5月から7年6月までの期間となっているなど、申立人のB村における国民年金への加入時期に関する記憶は明確でない。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月ごろに払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の妻についても、申立期間の大部分の国民年金保険料は未納とされている。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金加入後に申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したことがあると供述しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年2月以後

の同年3月31日に6年4月から同年9月までの国民年金保険料が現年度納付され、7年5月8日に6年10月から7年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、国民年金保険料をさかのぼって納付している期間を誤認している可能性も考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年3月まで

昭和50年2月に、地区の婦人会を通して国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、毎月、婦人会の集会の日に役員が集金し、会長宅で保管した後で、A市の職員が保険料の収納に来ていたと思う。

婦人会で集金していたものは、国民年金保険料ではなかったため、家計簿に記載されている「婦人会」という項目の納入金額は、国民年金保険料額と一致しないが、申立期間を含め継続して国民年金保険料を納付していたことを示しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿、及び申立人が所持する国民年金手帳の記録により、申立人は、昭和56年10月5日に国民年金被保険者資格を喪失し、58年4月25日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間とされているため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が所持する家計簿において、申立期間前と申立期間の婦人会への納入金額が大きく相違していることや、申立人が国民年金に再加入した後の昭和59年4月、同年6月及び同年7月の婦人会への納入金額が当時の国民年金保険料額を下回っていること、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、昭和60年度の国民年金保険料については、60年12月23日に一括して納付されていることが確認でき、婦人会を通さずにまとめて納付されていると推認できることなどを踏まえると、申立人が所持する家計簿に婦人会への納入金額が記載されていることをもって、申立期間の国民年金保険料を納付してい

たことを裏付けるものとは考えにくい。

さらに、申立人の隣人二人が、「婦人会で集金した国民年金保険料は、会長宅でいったん保管し、そこにA市の職員が来て、金額を確認して収納しており、未納が生じることは考えられない。」と供述しているところ、A市の国民年金の記録において、申立人は、申立期間については未加入とされていることから、集金した国民年金保険料額に申立人の国民年金保険料が含まれていたとすると、国民年金の被保険者数から算出される収納すべき国民年金保険料額と集金した国民年金保険料額に齟齬<sup>そご</sup>が生じることを鑑みれば、申立人の婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたとする申立ては不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年5月まで

申立期間の国民年金保険料は、勤めていた会社が社会保険に加入しておらず、父親に勧められて国民年金に加入し、A町役場の窓口で、1年に2回ぐらいまとめて自分で保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間直前の昭和44年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立期間直後の50年6月に同資格を再取得しているものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人が申立期間当時居住していたA町役場の国民年金被保険者名簿にも申立人に係る記録は見当たらず、このほか申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から55年8月までの期間、58年4月から同年6月までの期間、59年4月から同年12月までの期間及び61年1月から平成4年12月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から55年8月まで  
② 昭和58年4月から同年6月まで  
③ 昭和59年4月から同年12月まで  
④ 昭和61年1月から平成4年12月まで

私はA駅前で店を長年営んでいて、お客様の一人で社会保険事務所に勤務している方と親しくなり友達になった。国民年金保険料が未納になっていることを話すと、その方から「年金はなるべく多めにこしたことはない、今だったらさかのぼって納められる。」とアドバイスされたので、預金と手元の現金で、申立期間②、③及び④の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。納付の時期は平成6年か7年の春ごろで、金額は100万円弱だった。B銀行C支店で貯金を引き出し、D市E区役所の国民年金課の窓口で納めた。

申立期間①の国民年金保険料は、私と妻の二人分を3か月ごとに納付書で、F郵便局かB銀行C支店で納付した。

高額の保険料を確かに納付したのに、その記録がないために年金としてもらえないのは納得できない。正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月に払い出されたことが推認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない上、手帳記号番号払出しの時期以降、特例納付は実施されておらず、申立期間のいずれも時効によって国民年金保険料を納めることができない期間である。

また、社会保険事務所に保存されている、B銀行C支店から振り込まれた2枚の領収済通知書から、申立人は、平成7年2月に5年1月から同年3月までの期間及び同年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人は国民年金への加入手続を行った時点で、最大限さかのぼって納めることができる期間の国民年金保険料を過年度納付したものと推認される。

さらに、申立期間のいずれについても、申立人が保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、日記等）が無い上、納付したとする国民年金保険料の金額等についての申立人の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月までの期間、58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

社会保険庁に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料を納付した事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①の国民年金保険料は、当初、全額免除申請をしていたが、社会保険事務所で納付書を発行してもらい、昭和 59 年 4 月を初めとして数回に分けて追納した。申立期間②及び③は全額申請免除の記録であるが、免除申請した記憶は無く、国民年金保険料を現年度納付していたので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、社会保険事務所で当該期間の納付書を発行してもらい、その国民年金保険料は、昭和 59 年度の現年度納付分の保険料と併せて金融機関で納付したと主張しているが、申立人が申立期間①の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は追納時期、追納金額等の記憶が定かでなく、具体的な供述を得ることができないほか、申立人が申立期間当時に居住していた A 市が保管する国民年金被保険者資格記録においても申立期間①については「未納」と記録されている。

また、申立人が現年度納付していたと主張する昭和 59 年度の社会保険庁の申立人の年金記録については、保険料納付の免除申請、追納申出及び保

険料収納に関する一連の記録となっており、現年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③については、申立人は、B銀行C支店（現在は、D銀行E支店）又はF信用金庫において年度に1回、又は前期及び後期の2回に分けて国民年金保険料を納付していたと述べるほかに、保険料納付に関する具体的な供述が得られない上、社会保険庁のオンライン記録では、昭和58年4月1日及び63年7月26日に各々免除申請をしたことが確認できるとともに、申立人が申立期間当時に居住していたA市が保管する国民年金被保険者資格記録においても、当該期間が申請免除期間であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間②及び③を含む昭和57年10月から平成元年3月までの期間は、毎年度免除申請を行ったことが確認でき、この記録に不自然な点は見受けられないことから、当該期間において申立人が国民年金保険料を現年度納付していたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、保険料の納付金額、納付方法等に関する申立人の記憶は明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

3 このほか、関係者等からは、申立期間の国民年金保険料の追納又は納付についての具体的な供述は得られず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年ごろから 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年ごろから 50 年 6 月まで  
申立期間当時、夫が勤めていた会社の寮に住んでいて、隣人から勧められて、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。  
申立期間が未加入とされていることに納付できないので、調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和 50 年 7 月 14 日にC市役所において国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、制度上、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は明確でないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から44年3月まで

私は、20歳の成人式が終わった後で、父親から「これからの国民年金保険料を納付しておく。」と聞いていたので、私の両親が、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所（現在は、同市C区役所）に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月にその妹と連番で払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与していない上、申立人の両親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを裏付ける関係者の供述も得られず、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妹についても、申立期間のうち20歳に到達した昭和42年7月から44年3月までの国民年金加入期間については、国民年金保険料が未納となっているなど、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

私は、平成元年5月に20歳になった時、A市役所の国民年金担当者から「学生は任意加入なので国民年金保険料を納付しなくてもよい。」と言われていたが、私の母が、同市役所で私の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をB農業協同組合（現在は、C農業協同組合）D支所で納付したので、保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿（オンライン記録）により、申立人の国民年金被保険者資格の新規取得届出が平成3年4月11日に行われていること、及び社会保険庁のオンライン記録等により、申立人は、同年4月1日付けで国民年金第1号被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況に関する記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が納付したとする国民年金保険料月額は申立期間当時の国民年金保険料月額と大きく相違する上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人の母

親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1112

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで

昭和 17 年 1 月 10 日付けで A 社（現在は、B 社）C 支店に入社してから 55 年 2 月 29 日に定年退職するまで、38 年間継続して勤務し、途中退職した憶えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社が発行した A 社 C 支店に係る職歴証明書及び雇用保険被保険者記録から、申立期間において、申立人が当該事業所に在籍していたことが認められるが、上記職歴証明書では申立人は休職期間中であり、D 県援護業務担当課からの軍歴照会に対する回答では従軍中であることが確認できる上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格取得、22 年 5 月 1 日同喪失、23 年 6 月 1 日同再取得と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該支店で申立人と同日の昭和 22 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した者がほかに二人確認でき、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定に基づく、軍人である厚生年金保険被保険者の厚生年金保険料の免除の適用期間が同年 5 月 2 日までであることから判断すると、事業主が、上記被保険者記録どおりの同年 5 月 1 日付けで申立人に係る被保険者資格の喪失届を行った可能性がうかがえる。

さらに、B 社から、厚生年金保険の資格得喪に係る届出、保険料納付等については、当時の資料、賃金台帳が保管されていないため不明であり、申立人に係る人事記録に記録されている休職の事由、休職時の身分等についても、当

時の就業規則等の資料が無く、詳細は不明であるとの回答が得られている。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月ごろから 36 年 3 月ごろまで

昭和 34 年 3 月に高校を卒業し、しばらくしてA社（現在は、B社）の入社試験を受けて、同年 8 月ごろに同社に採用された。4 か月から 6 か月間くらいの研修を受けた後、首都圏に建設されたC公社内の工事に、10 数人の同僚と共に派遣された。

A社に内緒で、D市の試験を受けて合格したのを機に退職したので、退職は昭和 36 年 2、3 月ごろだったはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた4人の同僚から、申立人は同社に採用され、研修を受けた後、一緒に首都圏のC公社の現場へ赴任したとの供述が得られたこと、並びにE社（B社グループの共通業務担当事業会社）が保管する、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書及び同資格喪失確認通知書により、申立人が、同社において昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を行っていることが確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿において、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者期間は、上述の届出に基づく昭和 36 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間のみであり、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、上記4人を含む6人の同僚から、「研修は、昭和 35 年春から秋にか

けて実施された。」、「昭和 35 年秋に首都圏へ異動した。」、「入社当初は正社員として採用されたのではなく、社会保険には加入させてもらえなかった。」、「昭和 36 年 6 月までは厚生年金保険料を控除されていなかった。」、「申立人は正社員になる前に辞めたのではないか。」などの供述が得られている。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から29年1月31日まで  
② 昭和29年3月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和27年4月から29年8月末日まで継続して勤務したA社（現在は、B社）C工場の記録が、同年1月31日から同年3月31日までしか無かった。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、在職中に社長夫人が死亡したことを記憶しており、同社長夫人の死亡が昭和28年11月10日であることが確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①においても勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録は昭和29年1月31日となっており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B社C工場から、「当社が保管している『社会保険台帳』によれば、A社C工場が申立人の資格取得を行ったのは昭和29年1月31日付けである。」との回答が得られている。

さらに、上記被保険者名簿により名前が確認でき、申立人と同日にA社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を取得している4人の同僚から、「A社には、試用期間のような見習期間で、厚生年金保険に加入しない期間が最低半年から1年くらいあった。」、「3年ぐらい臨時のままだった人も

いた。」との供述が得られており、このうちの3人の被保険者資格取得日は、各人が記憶する入社時期より約7か月遅れている。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録は昭和29年3月31日となっており、申立期間②における再取得に係る記録は無く、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B社C工場から、「当社が保管している『社会保険台帳』によれば、A社C工場が申立人の資格喪失手続を行ったのは昭和29年3月31日付けである。」との回答が得られている。

さらに、上記1の同僚のうちの一人から、「会社の厚生年金保険に関する手続はしっかりしている感じだった。自分の記録に関しても、試用期間による資格取得日が入社日とずれている以外は合っていた。」との供述が得られている。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 3 月 31 日まで  
戦争中から戦後にかけて、A協同組合の前身であるB組合からC会、さらにA協同組合（現在は、D協同組合）に勤務していたのは間違いない。再度、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な供述、申立人が記憶している同僚の被保険者記録、及び社会保険事務所が保管するA協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、期間の特定はできないものの、A協同組合（同事業所は、昭和 22 年 4 月 1 日にC会として厚生年金保険の適用事業所となり、23 年 12 月 1 日にA協同組合に名称変更）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 22 年 4 月 1 日以降の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人が同時期に勤務していたとする同僚の一人は、申立期間後の昭和 23 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該事業所では、勤務している一部の者について、厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、D協同組合では、申立期間当時の人事記録等は保管していないと回答していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かの記憶が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 6 年 9 月まで

申立期間においてA社に勤務していたが、社会保険事務所において標準報酬月額を調べてもらったところ、標準報酬月額が低く改ざんされていることが分かった。

正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、社員に支給した給与額に相当する標準報酬月額より低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たと供述しているところ、申立人から提出された平成 5 年 1 月及び同年 2 月並びに同年 4 月から 6 年 9 月までの期間の給与明細書に記載されている給与支給額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額を比較したところ、金額は一致しており、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間のうち、申立人から給与明細書が提出されていない期間については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる源泉徴収票等の資料は無い上、当該事業所では、当時の資料は保存していないと回答しており、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1117

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 32 年に A 専門学校を卒業後、B 商工会議所（現在は、C 商工会議所）に入社し、同年 11 月まで勤務していた。当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは分からないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 商工会議所に就職した経緯に関する申立人の供述及び申立人が名前を挙げた二人の同僚（うち一人の被保険者期間は申立期間とは異なる。）の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、当該被保険者名簿では、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、C 商工会議所では、申立人が申立期間当時に勤務していたことを確認できる資料を保管しておらず、申立人の勤務状況は不明であると回答していること、及び申立人が名前を挙げた二人の同僚は、既に死亡しているか又は連絡先が不明であるために供述を得ることができない上、当該事業所の被保険者名簿から申立人と同時期に入社したとみられる同僚の一人からは、申立人についての記憶は無いとの供述しか得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月から同年 12 月まで  
② 昭和 36 年 10 月から 37 年 5 月まで  
③ 昭和 40 年 8 月から同年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社及びC社D支社に勤務していた各申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているA社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員二人は、いずれも、「私は、昭和 33 年ごろから勤務していたが、申立人に係る記憶は無く、36 年 4 月までは厚生年金保険の適用は無かった。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているB社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 37 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立期間②のうち、昭和 36 年 10 月 1 日から同年 11 月 23 日までの期間及び 37 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間において、申立人は、それぞれ、E 社及び F 社において厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 7 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員一人は、「男性従業員は出入りが激しく、申立人に係る記憶は無い。私自身は、親戚の紹介で開店間もないころに入社したと記憶している。」と供述している。

なお、G 市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間②のうち、昭和 36 年 11 月から 37 年 3 月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたと主張している C 社 D 支社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間③における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員二人は、いずれも、「会社設立から間もないころに入社したが、申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述している。

なお、G 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間③において国民年金保険料の法定免除を受けていることが確認できる。

- 4 申立人はこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 1 月 21 日から 47 年 3 月 18 日まで  
③ 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、A社B営業所を退職した後に、それ以前に勤務していた2事業所における厚生年金保険被保険者期間を含めて、脱退手当金が支給済みとされている。

出産のために当該事業所を退職したが、出産後は再就職するつもりだったことから、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間に係る3事業所の被保険者期間については同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年9月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人の供述内容と社会保険事務所の記録を確認したところ、それぞれの同僚が供述している入社日より、厚生年金保険被保険者資格の取得日が遅れていることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 36 年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立期間当時、当該事業所において私の父親の厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、父親は別の事業所において勤務しており、当該記録は私の被保険者記録であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における当時の事業主及び申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和 36 年 1 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「申立人及びその父親が勤務していた記憶はあるが、当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所において勤務していた同僚 4 人に聴取したところ、うち二人は、「当時、申立人が勤務していた記憶はあるが、申立人の父親が勤務していた記憶は無く、厚生年金保険の適用については分からない。」と供述しているのに対し、残りの二人は、「申立人及びその父親が勤務していた記憶はあるが、当

時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、申立人の父親は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった昭和 36 年 1 月 5 日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、当該期間において別の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 21 日まで  
② 昭和 35 年 11 月 21 日から 39 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所の記録では、A社及びB社C営業所における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

退職とともに県外へ転居しており、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社C営業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 12 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 18 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に支給記録が確認でき、そのうち 10 人は資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 3 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、当該事業所における当時の人事担当者は、「脱退手当金に係る手続について説明しており、希望があれば脱退手当金の代理請求を行っていた。」と回答しており、このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に見習いとして入社後、正社員として勤めていた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録により、申立期間のうち一部期間において申立人に係る雇用保険被保険者記録が確認できること、及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 44 年 3 月 1 日にB社の名称で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、元役員に照会したところ、「株式会社として設立した際に、事業所名称をA社からB社としたが、初めて厚生年金保険の適用事業所になったのは、社会保険事務所の記録のとおり、昭和 44 年 3 月 1 日である。」と回答しているほか、当時、同事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届においても、申立人の被保険者資格取得日は同日となっていることが確認できる上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「A社には昭和 36 年 2 月から勤務しているが、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が適用事業所となった 44 年 3 月 1 日とされていることに納得して

いる。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1124

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に技術担当として3度勤務したが、昭和27年2月に退職後、同年5月に再就職し勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立期間における申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができないため、同事業所の関連会社であるB社に照会したところ、「申立人に係る当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、A社に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する情報については分からないが、私の場合、入社時に試用期間があったようだ。」、残りの一人は、「申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する情報については分からないが、私の場合、下請会社から引き抜かれて入社したのに、

すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 25 日から同年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

A社の後に勤務したB社を退職する際、B社についての脱退手当金は受給したが、A社に係る脱退手当金については、請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はB社に係る脱退手当金を受給したことを認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和 37 年 8 月 7 日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含む支給日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然な点は無い。

また、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないと主張する根拠として、脱退手当金の明細書のようなものに記載された金額が同時期に退職した同僚と同じだったことを主張しているが、当該明細書を渡されたのは在職中であつたと供述している上、申立人が同時期に退職した者の中で氏名を記憶している同僚二人と、申立人の脱退手当金の支給決定日が異なっていることなどを踏まえると、当該明細書は脱退手当金に係るものではなかったと考えられる。

さらに、B社に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、厚生年金保険被保険者記号番号がA社に係る被保険者記号番号に重複取消された記録が確認できる上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 48 年 8 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立期間のうち昭和 44 年 2 月 1 日以降の雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の取締役等に照会したところ、「申立人が継続して勤務していたことは間違いないが、申立人に係る関係資料等は保存していない。」と回答している上、同事業所における申立人の同僚からは、死亡又は連絡先不明により供述を得ることができないことから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得している申立人を含む 5 人の被保険者記録を見ると、申立期間を含めて被保険者記録が継続しているのは一人のみであり、同事業所における被保険者資格を喪失した後に再取得している者が申立人を含め 3 人確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。